

日吉津村子育て世帯新型コロナ療養等支援金交付事業実施要綱

(目的)

第1条 同居する子が新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者・接触者に該当し、在宅及び入院等での療養による看護等が必要となった子育て世帯へ支援金を交付することで、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第2条 この補助金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、その同居する未就学までの子が新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者・接触者に該当し、かつ保育所等が休園している場合において、在宅及び入院等で1週間以上の療養による看護等が必要となった子育て世帯の者

(支援金交付額)

第3条 本支援金の交付額は、1世帯につき2万円とし、交付は1回限りとする。

(支援金の交付対象期間)

第4条 支援金の対象となる期間は、令和3年4月1日から令和4年2月28日までとする。

(支援金の申請)

第5条 対象者は次に掲げる書類をもって、令和4年3月31日までに村長に提出しなければならない。

(1) 日吉津村子育て世帯新型コロナ療養等支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 子が通う保育所、幼稚園等による休園期間を証明する書類

(支援金の交付決定)

第6条 村長は第5条の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査した上でその可否を決定し、日吉津村子育て世帯新型コロナ療養等支援金交付決定（不交付）通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 村長は、虚偽又はその他の不正手段により交付を受けた者に対して、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行し令和3年4月1日から適用する。